

## 学校管理下の負傷等で医療機関を受診したら…

すべての医療費の自己負担額（保険診療分3割）が合計1,500円以上であった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）災害共済給付金の給付対象となるため、

**医療機関の窓口で、マイナ保険証若しくは資格確認書又は資格情報のお知らせ（資格情報通知書）のみを提示し、  
自己負担額（保険診療分3割）をお支払いください。**

◆ 子ども医療証やひとり親家庭等医療証、障害者医療証は使用しないでください。

- 学校管理下の負傷等であることを、医療機関に伝えてください。
- 学校を通じてセンターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。
- センターの審査基準に該当すると、後日、センターから災害共済給付金が給付されます。

【自己負担額（保険診療分3割）の合計金額が1,500円未満の場合】

治療が完了するまでの調剤（薬代）分も含むすべての医療費の自己負担額（保険診療分3割）が合計1,500円未満であった場合は、センターの申請対象となりませんので、医療機関の窓口で、医療証とマイナ保険証若しくは資格確認書又は資格情報のお知らせ（資格情報通知書）を提示してください。※詳しくは裏面のフローチャートをご確認ください。

### >> お問い合わせ先 <<

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター  
災害共済給付制度について◆  
●高松市教育委員会 保健体育課 保健体育係  
電話 839-2657

◆医療証や医療費助成制度について◆  
●子ども医療・ひとり親家庭等医療  
高松市役所 こども家庭課 こども医療係  
電話 839-2353  
●障害者医療  
高松市役所 障がい福祉課 医療係  
電話 839-2333

# 学校管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含むすべての医療費の自己負担額(保険診療分3割)の合計金額が…



1,500円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になる。



医療機関の窓口で、マイナ保険証若しくは資格確認書又は  
資格情報のお知らせ（資格情報通知書）を提示し、  
医療費の自己負担額（保険診療分3割）を支払う。

**※医療証（子ども医療証等）は使用しないでください。**



学校を通じてセンター災害共済給付制度への申請手続きを行う。



センターの審査基準に該当した。



センターから災害共済給付金が給付される。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

- ① 医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割分加算され、4割給付される。
- ② 医療費の支給は、負傷等の初診から最長10年間行われるため、高校を卒業したり、市外に転出したりして、子ども医療等助成対象外になった場合でも、治療が継続していればセンターに申請ができる（ただし、受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなる。）。

1,500円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象にならない。



医療機関の窓口で、マイナ保険証若しくは資格確認書  
又は資格情報のお知らせ（資格情報通知書）と  
医療証（子ども医療証等）を提示する。

※保険診療分3割は、自己負担なし。

- ・ 子ども医療証等を使用しなかったが、  
センターの審査基準に該当しなかった。
- ・ 子ども医療証等を使用せず治療が完了したが、  
医療費の自己負担額（保険診療分）が  
1,500円未満だった。

などの場合は…

子ども医療・ひとり親家庭等医療はこども家庭課に、  
障害者医療は障がい福祉課に、  
保護者が申請すれば、  
支払った医療費（保険診療分3割）が返還されます。